

知的障害者サッカークラブ『HAT TRICK』規約

平成22年4月1日 制定

(名称)

第 1 条 名称は、『HAT TRICK』（以下「本クラブ」という）とする。

(趣旨)

第 2 条 本活動は、「競技サッカーを続けたい知的障害者のため、有志で団体を結成し、スタッフと保護者が力を合わせ選手を支援することを目的とする。

(基本理念)

第 3 条 『HAT TRICK』（ハットトリック）は、1試合に3得点を挙げる活躍のこと。団体名には、次に掲げる3つの想いがこめられています。

- 一. 新潟県の障害者サッカーの礎となり、県のレベルアップに尽くします。
- 一. サッカーを通して健全な心身の育成に努めます。
- 一. 社会や地域に貢献できる団体を目指します。

(活動)

第 4 条 本クラブは、目的を達成するために次の活動を行う。

- ・ 定期練習：毎週土曜日
(9時～13時、江南高等特別支援学校 グラウンド他)
- ・ 大会参加：全国障害者スポーツ大会他
- ・ 練習試合：随時
- ・ 合 宿：年3回程度(5月・8月・2月)
- ・ その他：本クラブの目的達成に必要な活動

(参加資格)

第 5 条 ① 競技サッカーに興味があり、サッカーを続けたい人
② 本クラブの所属選手として、各種大会に出場できる人
③ 本クラブの趣旨に賛同する人
④ 本クラブの規約を承認し参加申込書を提出した人
※ 大会参加には、13歳以上という制限があります。

(保険)

第 6 条 本クラブの部員は、スポーツ安全保険に加入するものとする。

(応急処置)

第 7 条 本クラブは、部員の怪我についてスタッフが応急処置を行うが、その後の処置は保護者が責任をもって行う。

(事故責任)

第 8 条 本クラブでの活動・送迎に伴う事故や怪我等には、互いに十分に留意することとするが、万が一の場合は、スポーツ安全保険の保証範囲内とし、クラブや指導者、保護者には請求できないものとする。

(事故責任)

第 9 条 本クラブでの活動及び施設の利用に際しては、スタッフ及び施設責任者の指示並びに本クラブの諸規則に従い行動するものとし、これに違背して盗難、障害等の事故が起こっても本クラブ及びスタッフに対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

(スタッフの構成)

第 10 条 本クラブのスタッフは、コーチングスタッフ、サポートスタッフ、保護者で構成されるものとする。

(コーチの役割)

第 11 条 コーチングスタッフは、監督、コーチ及びその他、臨時的に監督が認めたコーチによって構成される。本クラブの基本理念を十分に理解し、選手の成長を第一に指導し、目標達成のために最善の努力をするものとする。

(サポートスタッフ)

第 12 条 サポートスタッフは、あくまでも善意によるものとし、本クラブ員の保護者、本クラブの趣旨を良く理解し、スタッフが認めた者で構成される。

(役員)

第 13 条 本クラブには次の役員を置く。

- ・代 表 1 名
- ・副代表 若干名 (会計補佐を兼ねる)
- ・会 計 1 名

(役員を選出)

第 14 条 役員を選出については、総会時に行うこととする。

(役員の仕事)

- 第 15 条 役員の仕事は次のとおりとする。
- ・ 代表は保護者を代表し、監督・コーチと連携を密にし、部務を総括する。
 - ・ 副代表は代表を補佐し、何らかの理由により代表不在となった場合はこれを代行する。会計を補佐する。
 - ・ 会計は活動費、その他の経費を管理し、本クラブの経理全般を総括する。

(役員の仕事)

- 第 16 条 役員の仕事は 1 ヶ年 (引継ぎ時～翌年 3 月) とする。

(会費)

- 第 17 条 運営費・活動費は、総会で承認を得て決定する。

(収入)

- 第 18 条 本クラブの会計は、各月における活動費、寄付金その他の収入によって支弁する。

(活動費)

- 第 19 条 クラブ員は活動費を納入しなければならない。活動費は毎月月末までに、翌月分を会計に納入するものとする。合宿遠征費等は別途徴収とする。
- また、一旦納入した運営費及び活動費等は返還しない。

(活動費の免除)

- 第 20 条 クラブ員が病気等で長期療養する場合、届出により監督、スタッフの承認を受け活動費の納入を免除することができる。

(経費)

- 第 21 条 遠征大会等の活動の際、コーチングスタッフの遠征費等は、原則として会費で補助する。本クラブの通信費、その他の経費は、原則として会費で負担するものとする。その他活動に必要な個人的費用は自己負担とする。

(会期)

- 第 22 条 本クラブの会計年度は 4 月から 3 月までの通年とする。

(会計監査)

- 第 23 条 代表・副代表は本クラブの会計を監査し、総会に報告する。

必要に応じて、臨時監査の請求ができる。

(退部)

第 24 条 退部するものは、事前に監督・コーチ及び役員に連絡をすること。

(変更届)

第 25 条 クラブ員は住所、電話番号など必要事項の変更が生じた場合には、すみやかに監督・コーチ及び役員に連絡をすること。

(練習態度)

- 第 26 条 ① 一生懸命練習すること。
② 監督・コーチの指示に従い、積極的に自分から努力すること。
③ 練習中は無駄話をしないこと。
④ 必ず挨拶、返事、後片付けをすること。
⑤ 規律正しい態度で参加すること。

(総会)

第 27 条 総会は監督が招集し、年 1 回開催する。総会は、その年度の活動報告、会計報告、次年度活動計画を説明する。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

(改正)

第 28 条 本規約の改正は、総会で討議し、2 分の 1 以上の同意を以って改正することができる。

(施行)

第 29 条 本規約は、平成 22 年 4 月より施行する。

(個人情報の保護)

第 30 条 本クラブにて知り得た全ての個人情報について、第三者への漏えいに注意し、守秘義務を遵守する事。

(附則) 本規約は、平成 27 年 11 月 28 日一部改正し、施行する。